

地域の文化芸術資源を磨き上げ活用する取組や、芸・産学官連携により持続的な地域経済の発展や共生社会の実現に向けた取組を牽引する拠点を形成し、専門的人材の育成や国内外への発信などの取組を関係省庁と連携して支援する。これにより、文化芸術資源を活用した地方創生、ひいては我が国の経済活性化、一億総活躍社会の実現に資することを目的とする。

先進的文化芸術創造拠点形成事業(予算額 500百万円)

【課題】

1. 中長期的プランで計画したい地方公共団体が存在
2. 地域の文化芸術を担うプロデューサーなど専門的人材が不足
3. 各団体単独では連携が難しく文化芸術資源を有効に活用できていない
4. 海外発信の戦略性が乏しい
5. 高齢者や障害者等全ての人々が参画し活躍できる社会の実現が必要

文化庁が設定する重点分野において、左記課題を踏まえ、**芸・産学官連携**により**持続的な地域経済の発展**や**共生社会の実現に向けた取組を牽引する**地方公共団体の総合的な取組を先進的文化芸術創造拠点として支援

◇先進的文化芸術創造拠点と省庁連携のイメージ



◇先進的文化芸術創造拠点群とプラットフォームのイメージ



文化芸術創造拠点形成事業(予算額 2,400百万円)

○地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む、地域の文化芸術資源を活用した**文化芸術事業を支援**

補助率: 1/2 補助金額8千万円を上限

【取組例】

- ・芸・産学官で取り組む、地域の音楽、舞踊、演劇の公演、現代アート展、メディア芸術祭等



パシフィック・ミュージック・フェスティバル (北海道札幌市)



アース・セレブレーション (新潟県佐渡市)

○地方公共団体等による文化事業の実施体制を構築する取組を支援

補助率: 1/2 補助金額2千万円を上限

【支援内容】

- ・実施体制の運営費や調査研究費等

- ・地域で光る文化芸術創造拠点の形成
- ・地方公共団体の文化事業の実施能力向上

原則5年間の継続補助 定額補助 1億円/年
中間評価等により進捗状況を確認し、支援経費に反映

トップレベルの文化芸術創造拠点の形成

【支援内容】

・芸・産学官が連携して取り組む以下の事業

①文化芸術事業等

- ・文化芸術事業開催のための出演費、舞台費、会場設営費等
- ・観光客ニーズや商品化に向けたニーズ把握のための調査研究費等

②人材育成事業

- ・セミナー等開催費等
- ・専門人材活用の報償費等

③ネットワーク構築事業

- ・関係者ネットワーク構築のための会議開催費等

●重点分野例

- 現代アート・実演芸術等
- メディア芸術(マンガ・アニメ等)
- 生活文化(工芸・食文化等)
- 共生社会(障害者・高齢者等)

文化芸術創造活用プラットフォームの構築

文化庁は、上記の先進的文化芸術創造拠点を中心として**分野ごと**に**取組や知見をパッケージ化して骨太化するプラットフォームを構築**。フォーラムの開催など**国内外への情報発信**等を行う。

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、自治体が、Ⅰ. 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備、Ⅱ. 特別支援教育専門家等配置 Ⅲ. 特別支援教育の体制整備の推進をする場合に要する経費の一部を補助する。

Ⅰ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備【新規】(30地域)
 特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備を促すため、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。【別紙】

教育再生実行会議(第九次提言抜粋)

- 乳幼児期から青年期まで継続的に発達支援・相談等を行う体制の整備を促すため、国は、各市区町村等において教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局が連携した体制を整備することによって成果を上げている先進的な取組事例について情報提供するとともに、モデル事業の実施等を通じた支援を行う。
- 特別な支援を必要とする子供について、各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、国は、乳幼児期から高等学校段階までの各学校等で個別の支援情報に関する資料を作成し、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを整える。
- 障害のある子供の自立と社会参加に資するよう、国、地方公共団体は、特別支援学校高等部や高等学校において、インターンシップや就労先の開拓、卒業後のフォロー等を行う職員の配置を充実させ、労働分野等の関係機関と連携した就労支援を行う。

Ⅱ 特別支援教育専門家等配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,000人→1,200人)

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

② 早期支援コーディネーター (74人)

・自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行い、特別な支援が必要となる可能性のある子供の円滑な就学先決定の支援を行う。

③ 就労支援コーディネーター【新規】(74人)

・特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行い、障害のある生徒の自立・社会参加を支援する。

④ 外部専門家 (348人)

(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)
 ・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。

⑤ 発達障害支援アドバイザー【新規】(74人)

・児童発達支援センター等の福祉関係部局・機関等、厚生労働省の実施する発達障害関連事業等と連携を図りつつ、教職員とも日常的に連携、協力をしながら発達障害の可能性のある児童生徒に対する指導・情報提供を専門的な観点から行う。

⑥ 合理的配慮協力員(47人)

・各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して「合理的配慮」の実践に資するため、学校内外・関係機関との連絡調整、特別支援教育コーディネーター等のアドバイザー、保護者の教育相談の対応の支援等を行う。

Ⅲ 特別支援教育体制整備の推進

① 特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。

② 研修

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。担当教員としての専門性の向上のための研修。

補助対象者：都道府県・市区町村

補助率：1/3

※平成29年度より、市区町村についても、間接補助ではなく、都道府県に事務委任し、直接補助する予定。

【別紙】インクルーシブ教育システム推進事業

(1) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備
 平成29年度予算額 345百万円(新規) 1,452百万円の内数

背景 特別支援教育の対象となる子供たちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の理念、発達障害者支援法の改正(平成28年8月1日施行)、児童福祉法の改正(平成28年6月3日施行)を踏まえ、こうした子供たちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その自立と社会参加を目指し、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援を行える体制を整えることが求められている。

(1) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備

本補助事業が求める障害のある子供への支援体制の構築

- ① 就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の構築
- ② 教育・保健・医療・福祉・労働部局・関係機関が連携して支援する仕組みづくり
- ③ 個別の教育支援計画等を活用した引継ぎの仕組みを構築
- ④ 切れ目のない連携支援体制の成果・普及の実施

共生社会の実現

- 推進支援地域：30箇所
- 申請条件：左記補助事業が求める障害のある子供への支援体制の構築を図ること
- ※ 福祉・保健部局の申請可
- 補助率：1/3
- 補助対象：都道府県・市区町村
- 最長3カ年補助

市区町村における切れ目のない支援体制イメージ図



平成29年度予算額 4,500万円 : 2,250万円 × 2件(予定)

背景

- **障害のある学生数の急増**
平成22年から平成27年の5年間で約2.5倍(8,810人→21,721人)に増加。
- **「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月)**
全ての大学等において障害者への不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供が義務ないし努力義務とされた。
- **「ニッポン一億総活躍プラン」・教育再生実行会議「第九次提言」等**
閣議決定された政府提言等において障害のある学生支援の充実が求められている。
- **障害のある学生の修学支援に関する検討会(平成28年度)**
文部科学省において障害学生の修学支援のあり方について検討。

概要

- 障害のある誰もが活躍できる社会の実現のため、大学等における障害学生の修学・就職支援が十分に行われるのに必要な**体制整備やノウハウの蓄積・開発・共有**が求められている。
- これを受け、大学等や福祉・労働行政機関、企業等が協力し、必要な取組を連携して進めるため、「**社会で活躍する障害学生支援センター**」(仮称)を形成する。



【構成(例)】

- ・ 幹事大学
A大学
- ・ 連携大学
B大学、C大学、D大学、
E高専(複数校)
- ・ 連携機関
F県、G市、H高校、I 特別支援学校、
Jハローワーク、K社、L社 等

【取組(例)】

- ① 大学等からの相談に対しての専門的な助言の実施
- ② 専門的な知見・技術を有する支援人材の養成・派遣
- ③ 支援補助学生の養成・組織化の促進、研修の実施、他大学への派遣
- ④ 点字やテキストデータ、字幕等の各種メディア変換教材等の作成・共有
- ⑤ 障害のある学生を主な対象にしたインターンシッププログラムの開発・実施
- ⑥ 様々な分野で活躍する障害者を講師としたキャリア教育講座の開発・実施
- ⑦ 個別の支援情報に関する資料を活用した進学・就職の際の移行支援
- ⑧ これらの取組により蓄積されたノウハウを踏まえた障害のある学生支援スタンダードの構築

地域学校協働活動推進事業

(前年度予算額 6,295百万円)
29年度予算額 6,435百万円

補助率	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

別紙5-1

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちの成長を支えるには、地域と学校が連携・協働し、社会総がかりで教育を行うことが必要。
平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）や平成28年1月の「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターの配置や機能強化により、基盤となる「**地域学校協働本部**」の整備を推進するとともに、学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材の活用による土曜教育の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。

